

ビジネス許認可ワンポイント講座
行政書士 田中聡
第2回 建設業許可の特殊性

営業許可の要件・内容は、その事業により違いはありますが、建設業の許可制度については、他の事業で必要とされる営業許可とは根本的に違う部分が二点あります。一点目の違いですが、建設業は、許可を取得していなくても、営業実態により事業を営むことができる場合があるという点です。風俗営業や宅建業等では、事業を始める前に許可や免許を取得していなければ、法律上、その事業を営むことは一切できませんが、建設業は、法令で定められた軽微な工事(建築一式以外の業種では税込500万円未満)のみを請け負う営業なのであれば、許可を受けていなくても営業できます。ここで注意していただきたいのは、請負代金についての考え方です。請負代金には、工事施工費だけでなく材料金額も含まれ、注文者から材料を支給された場合には、材料の市場価格や運送賃を加えた額が請負代金となります。また、原則として、同一注文者から同一現場の工事の発注であれば、よほどの理由が無い限り、工事内容や工期によって契約を分割したとしても、各契約の合計額が1件の工事の請負代金額になります。二点目の大きな違いとして、建設業の経営経験が一定期間なければ、すぐには許可を取得できないという点です。他の営業の許認可制度については、事業を開始する前に許可を取得しなければ

一切行っはならないと定めている反面、その営業の経営経験は必要とされていない、また、講習、資格、試験等で必要な経験を担保するという仕組みが用意されているのが大半です。建設業は前述のとおり、軽微な工事については許可を受けていなくても請け負うことができますが、500万円以上(税込、建築一式の業種は除く)の工事を請け負うには、許可を取得していなければなりません。これから建設業の経営を行っていくために許可を取得しなければならないのに建設業の経営経験が必要というのは一見、矛盾した考え方になりますが、建設業法の想定は、「許可を取得したいのであれば、事業開始から一定期間(5年or7年)は軽微な工事を積み重ねて営業しなさい。すぐにでも許可を取得したいのであれば、経営者(取締役等)に建設業の経営経験がある人材を迎え入れなさい。」ということなのです。連絡先 田中聡行政書士事務所 〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目3番地 第二昭ビル3A TEL 052-848-9211 FAX 052-848-9212 E-mail:satoshi_t@kss.biglobe.ne.jp

第3回 ASK 定例セミナー
5/13(水) 18:30~
知っておくと得する、税務のあれこれ

第1部 「知っておくと得する、税務のあれこれ」 Part1:「税務調査のポイント」税理士 生瀬 新治 Part2:「賢い相続の仕方」 税理士 加藤 隆行 場所:愛商連本部3階会議室 第2部 懇親会 場所:あんき家 毎回好評を呼んでいる ASK 定例セミナー。第3回は、税務署で法人課に勤務されていた生瀬税理士、国税局で資産税の調査事務に従事していた加藤税理士から「知っておくと得する税務のあれこれ」について、徴税実務の現場視点から得難いお話を聞くこととなりました。生瀬先生からは、国税庁の組織体制を国税局と税務署に分けて、かつ調査選定の流れを、例を引きながら事細かく紹介。調査のポイントは「法人の体質及び代表者の税に対する考え方を見極めることにより、今後正しい申告が期待できる法人かどうか判断することです」見立ては記録され担当が変わっても申し送りされるときか、ご用心ご用心。加藤先生は「賢い相続の仕方」。これはいろいろのバリエーションがありそうだが、改正相続税のポイントと節税対策について、事例を引き合いにして丁寧に解説してくれましたが、それぞれに色々な対策がありそうだ。改正相続税の狙いはどうも早く対応させて生きたお金を市場に還流させようとの狙いを感じた。どちらにしても財産資金等をお持ちの方は早めに税理士の方に相談したくてはと感じた。90分が早く過ぎて行きました。



秦先生の人材活用

第3回:社員採用成功への7ステップ(2)
経営・人材コンサルタント 秦 光義

中小企業経営は、ニッチ市場、オンリーワンという言葉で製品・サービスの競争力が強調されてきたため、企業業績と人材の関係にはさほど注意が払われてきませんでした。これが中小企業の採用問題の根底にあります。採用活動については、規模の経済が働きますので、一般に知名度が低く、規模が小さい中小企業は、そもそも就職先の候補として選ばれない可能性が高くなります。応募者は、就職先の探索費用を低減しようとします。そのため、応募者側の探索を狙って如何に企業側の情報を発信するか(どのような情報を、どのように)など対策が必要となります。東京商工会議所が、「中小企業の人材確保・育成の10カ条(東京商工会議所)」を公表しています。この10カ条と先月号掲載の「採用の7ステップ」と比較すると、人材確保のための対策は最初の3ステップ(下記)に集中しています。①企業理念を明確にし、社員に浸透させ、共感を得る ②目標達成のために、社員の適性、資質を知り、動機づけを行う

中小企業の人材確保・育成の10カ条(東京商工会議所)

- ①働くことが楽しくなるような事業分野で勝負
- ②明確な方針をわかりやすく伝える
- ③トップが先頭に立って必死で育てる
- ④採用ミスは致命的
- ⑤人が育てば企業も育つ
- ⑥部下の育成は仕事の一部
- ⑦制度や仕組みだけは動かない
- ⑧中小企業らしさ(誇り)をもつ
- ⑨真似ずに学べ
- ⑩経営者は教育者

採用の7ステップ(2015年5月号)

- ①企業理念を明確にし、社員に浸透させ、共感を得る
- ②目標達成のために、社員の適性、資質を知り、動機づけを行う
- ③目標達成のために、どのような人が必要なのか、また社員の人材活用を前提に、どのような人が不足しているかを明確にする(育成の基準)
- ④採用に求める人材像を明確にする
- ⑤採用の選考基準(書類選考、適性検査、実技、面接等)を明確にする
- ⑥募集の対象を明確にし、求人募集方法を決定する
- ⑦採用を募集し、応募者から採用人材を選考する

③目標達成のために、どのような人が必要なのか、また社員の人材活用を前提にどのような人が不足しているかを明確にする。これが、人材育成の基準、採用の基準となります。これは、企業の理念・ビジョン、社員のモチベーション、人材育成の環境など、採用の条件、採用方法のみでなく、採用後の企業環境が重要であることを示しています。まずは採用後の企業環境を整備し、このような企業情報を如何に発信し、応募者に届けていくかが、採用成功のための重要な要素となってきます。

今年10月にすべての国民と民間企業に番号(マイナンバー)が通知されます。企業は、税金逃れ防止や社会保障の公正化のために、来年1月から、お金を支払った先(従業員、仕入先、外注先等々)すべての個人番号法人番号を申告書法定調書などに記載しないといけないのです。企業はそのために必要な番号を自分で支払先から取得し、その番号が他に漏れないように管理する義務が課せられることとなります。他人の番号を使ってなりません。税逃れ防止対策です。マイナンバーは住民票の住所に送られるのですが、従業員やアルバイトが10月以降確実に個人番号を受け取れるようになっていくでしょう。現住所に住民票を移しておくこと、通知されたカードを紛失しないよう事前に従業員さんに徹底しておいてください。直前には印刷屋さんが大忙しになります。源泉徴収票(はか書類)の印刷に合うかどうか(今の書類にマイナンバーを記入するスペースはありますか)。来年1月からの制度開始に間に合わない、税金が払えなかったり、社会保険の手続に支障が出たりします(税金滞納の原因になります)。不届きな従業員がマイナンバー情報を外部に漏らした場合、従業員が捕まるのは勿論、企業も罰則の対象になります。罰金刑以上の罰則対象になった企業は、県市の工事から排除される恐れがあります。企業の存続が問われる可能性すらあるのです。どのようにマイナンバーを収集し管理すべきなのか、社内のルールを早めに決めておくようにしましょう。



歴史のある有名企業は人、モノ、金の経営の三要素がすべてそろって、普通に考えれば経営がおかしくなるはずがないのに、歴史のある企業ほど必ずしも経営があまりうまくいっていないのはなぜでしょうか。中には、人、モノ、金がそろっていると、そのときから企業は衰退を始めるのではないかとと思われるケースも見受けられます。人も、モノも、金も、本来はどれも経営に必要な要素であるのに、三要素がそろって逆に組織内の意識が内向きになり、市場の変化に目が向かず気づいたときには取り残されてしまっているのです。一方、その間隙をぬうように急速に存在感を増し、どんどん成長して行くのは無名の小さな企業ばかりです。お金もなければ、財も無く、売れるものも限られている。あるのは人材だけ。一九七三年(昭和四八年)に、いまだに社内ベンチャーとして創業したセブンイレブンも当初はお金も、ものもなく、新聞広告で募集した社員たちも小売業では素人同然の集団でした。だからこそ、自分たちで知恵を絞る、不可能を可能にするための挑戦し続けなければなりません。三〇数年経って、当時から見れば、いまは人、モノ、金の三要素はそろっていますが、グループの社員に求めるものは何も変わっていません。常に危機感と緊張感を忘れずに困難に挑戦していく。その意識を二瞬でも忘れ、「このくらいやればいだろう」と慢心した時からマンネリ化がはびこり、衰退が始まります。いわゆる、知能指数的な優秀さで測ればどの会社にもたくさんいる優れた人たちがいるでしょう。しかし、知能指数的な優秀さよりもはるかに重要なものは一人ひとりがどのような考え方で仕事に立ち向かっていくか、その人の仕事の取り組み方です。その方向づけをしっかりと行う。それが経営者の役割であるとすれば、この本でのわたしの役割は、内外を問わず多少ともビジネスや商売の世界を見聞してきた人として読者にあらためてこう問い直すことです。あなたは本当に仕事をしているだろうか? セブン&アイ・ホールディングス代表取締役会長・CEO



朝令暮改の発想 著者 鈴木敏文
「仕事の壁を突破 出版社 新潮社
する95の直言」

前回までのお話で、「登記」が重要ということはお分かりいただいたと思いますが、実は、すぐに手続をしなければならぬ「登記」と、それほど急がなくてもいい「登記」とがあります。 「売買」により、不動産を買った場合は、すぐに登記手続をします。例えば、銀行からお金を借りて、そのお金を土地を買う場合は、その日のうちに手続をします。その理由は、例えば、お金を受け取った人(売主)が悪い人で、二重に売買をしていた場合、先に「登記」した人が所有者とみなされるからです。いわゆる「権利証」がなくなると、多少、手続が面倒にはなりますが、「登記」はできてしまえば、一刻でも早くということになります。(二重売買は大げさですが、売主名義の不動産に対し差押え等が飛んでくるかもしれない。名義を買主に変更すれば、それも封じることができません。「登記」は早い者勝ちなのです。) 一方、それほど急がなくてもいい「登記」の代表格が「相続」による登記です。所有者が死亡してしまえば、基本的には「取引」があり得ないからです。相続により取得する人が売買を行うには、まず、ご自分の名義に変更しなければなりません。売買による登記の場合は、本人と面談し売買の事実を確認しますが、相続による登記の場合は、戸籍などで相続の事実を確認します。(相続の場合でも、相続人のうちの誰かが、税金を滞納したり、返せないような借金をしていたりすると、債権者が勝手に法定相続分で登記をし、その相続人の持分を差押えをすることもできますので、早く手続をした方がいい場合もあります。) お気軽に相談ください

備えあれば憂いなし
ASX不動産入門
第3回「登記」の重要性?
司法書士 林 清忠
電話 0668-35-7161
FAX 09098-93-7162

「ブランド」 JR横浜線新横浜・桜木町間車内 男子高校生らしき4人の会話 A「B.Cの履いているスニーカーを見て」「同じ靴か?」 B「かぶってないと思うよ、俺、シマムラだから」 C「俺、ジーユーだから、かぶってないよ」 「マナー教育」 東海道線茅ヶ崎駅上りエスカレーター内を 若いお母さんと78歳男兄弟二人 お母さん(大きな声で) 「右側は歩くところだからね、荷物は手に持って行くんだよ」 他の利用客「……」

心の通うコミュニケーション
ヤチョコアシテム株式会社
名古屋市中区丸の内1丁目16番8号C8ビル
TEL052-857-8484 FAX052-857-8488
株式会社 名古屋支店